（参考様式）

令和　　年　　月　　日

江東区長　殿

　　　　　　　　　　　　　　申請者又は受任者（代理人）

氏名 　　　　　　　　　　印

木造住宅耐震診断士派遣申請に係る確認書

木造住宅耐震診断士派遣（木造一次診断）の申請にあたり、以下の事項を確認しました。

（確認した事項□にチェックを入れてください）

1.□　診断の要件について

・個人所有、昭和５６年５月以前着工、2階建てまたは平屋建ての在来軸組工法の木造住宅です。

上記に該当しない建物であることが判明した場合、診断は実施できません。

また、木造二次診断（精密診断）・補強計画、老朽建築物除却助成の申請もできません。

　　例えば下記の建物である場合には、診断ができません。

　　　１）３階建て以上の建物

　　　２）混構造（一部が鉄骨造、RC造等）の建物 （不明な場合は事前にご相談ください）

　　　３）昭和５６年６月以降に増築した部分があり、建物本体との接続の状況により別棟と判断される場合、増築部分は診断対象外

2.□　診断する建物の状態、状況について

・天井の仕上げ材や外壁材が崩壊または落下しているなど、建物が危険な状態ではありません。

・建物の内部は片付けられており、診断ができる状況です。または、診断実施日までに片付けます。

（※）診断時は各室内に入り、間取り寸法の計測、床下や天井裏の目視確認もします。

・建物内部は充分な明るさ（照明器具、採光等）が確保されています。

（※）原則、照明等の設置をお願いしています。難しい場合は診断士にご相談ください。